

地区センター・地域ケアプラザ複合施設利用料金減免ガイドライン

一の指定管理者が管理運営を行う地区センター及び地域ケアプラザの複合施設における、地区センターの室又は地区センター・地域ケアプラザの共有室について、団体登録区分及び活動目的に応じ、また、各区が区政を推進するために行う事業(共催事業を含む)及び公益的活動等が損なわれることのないように、利用料金の減免、優先申込制度を設けます。

なお、具体的な取扱いについては、この「地区センター・地域ケアプラザ複合施設利用料金減免ガイドライン」に基づき指定管理者と区が協議して決定することとします。

減免の体系

■ 横浜市地区センター条例(第10条)

指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

■ 横浜市地区センター条例施行規則(第7条)

条例第10条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催し、又は共催する行事のために利用する場合 利用料金の全額
- (2) その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

■ 要綱(各館の利用要綱)

・その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合(規則第7条(2))を、下記の取扱基準に従い指定管理者と区が協議し、各館の利用要綱に定める。

1 地区センター専有室

◎減免の対象となる項目(取扱基準)

| | 対象となる利用 | 減免の割合 |
|---|---|---------|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの登録団体が、本市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 (例:ヨコハマ3R夢プラン、環境衛生・美化、防犯、防災などを目的としたもの) ・団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの登録団体が、区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合 ・指定管理者が自主事業等を行うために利用する場合 <p>※本市その他の行政機関から委嘱を受け活動する者がその目的を達するために利用する場合においては、活動助成金の有無やこれまでの減免の状況を考慮して決定する。 ≪本郷地区センター限定≫ さかえ区民活動センターの登録団体が、「会議室2」を打合せ、会議のために利用する場合</p> | 10割 |
| ② | 団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの登録団体が、高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等の目的に沿った事業を実施するために利用する場合 (例:配食サービス、食事会、リハビリ教室、健康相談、障害者機能訓練、読み聞かせなど) | 5割 |
| ③ | その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合 | 5割又は10割 |

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

◎優先申込の対象となる項目(取扱基準)

| | 対象となる利用 |
|---|---|
| ① | 地区センター各館の自主的事業を引き継いだ団体区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢの登録団体(事後サークル)が利用する場合(自主事業終了後 6か月以内) |
| ② | ≪本郷地区センター限定≫ さかえ区民活動センターの登録団体が、「会議室2」を打合せ、会議のために利用する場合 |
| ③ | その他指定管理者が必要と認めた場合 |

※優先申込については、従来どおり指定管理者と運営協議会が協議して決定する。

2 地区センター・地域ケアプラザ共有室

◎減免の対象となる項目(取扱基準)

| | 対象となる利用 | 減免の割合 |
|---|---|---------|
| ① | <ul style="list-style-type: none">・団体区分Ⅰ、Ⅱ及びⅣの登録団体が、福祉保健目的の活動で利用する場合・団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの登録団体が、本市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 (例:ヨコハマ3R夢プラン、環境衛生・美化、防犯、防災などを目的としたもの)・団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの登録団体が、区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合・指定管理者が自主事業等を行うために利用する場合 <p>※本市その他の行政機関から委嘱を受け活動する者がその目的を達するために利用する場合においては、活動助成金の有無やこれまでの減免の状況を考慮して決定する。</p> | 10割 |
| ② | その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合 | 5割又は10割 |

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

運用の方法

- 1 減免を申請する団体は、原則、年度開始前に利用料金減免申請書を指定管理者に提出する。
- 2 指定管理者は、団体登録区分や活動目的に応じて、減免の許可を行う。
- 3 指定管理者は、これまでの実績、現在の活動状況等(※)を踏まえ、減免の許可について、本ガイドラインに基づき区と協議して決定する。
※継続して行われている活動か、団体の構成員以外にも開かれた活動か、地域貢献度は高い活動か等
- 4 団体区分Ⅱの登録団体が、福祉保健活動記録未提出又は活動回数が規定数未満の場合は、必要に応じて団体区分を変更する。